

事務連絡
令和3年5月21日

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

児童福祉施設等の「災害時情報共有システム」の運用開始について（周知）

児童福祉行政の推進については、日頃から御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、従来、各地方公共団体から各施設等の被災状況を取りまとめて報告いただいていたところですが、今年度より被災施設等への支援の迅速化、報告事務の簡素化及び地方自治体の災害対応業務の重点化・効率化を図るため、災害発生時の被災状況等を各社会福祉施設等が直接入力し、国・地方公共団体が一元的に確認できるシステム（災害時情報共有システム）を構築し、運用を開始することとしています。

運用開始に向けて、現在、システムへの施設情報の登録作業を進めているところですが、全施設の登録には至っていないところです。

つきましては、本システムについて貴団体加盟の児童福祉施設等に広く周知いただけますよう、よろしくお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

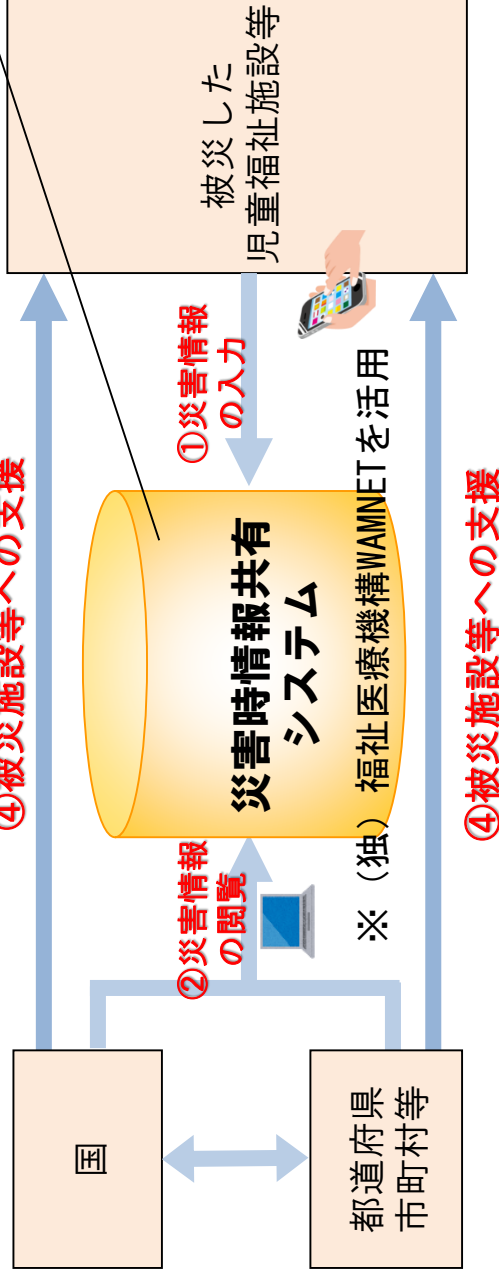
TEL 03-5253-1111（内線 4964・4961）

児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運用について

事業概要

災害発生時における児童福祉施設等の被害状況を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげるため、今年度、児童福祉施設等に係る災害時情報共有システムの構築を進めており、令和3年度より運用を開始する予定としている。

システムイメージ



システムで取扱う主な災害情報

- ・ 人的被害の有無
- ・ 建物被害の有無
- ・ 建物被害の状況
- ・ ライフライン（電気・水道等）の状況
- ・ 物資（食料・飲料水等）の状況
- ・ 支援の要否
- ・ 避難又は開所の有無 など

システム化によるメリット

- ▶ 被災施設等への支援の迅速化
※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能
- ▶ 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化
※従来自治体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略化され、より優先度の高い業務への従事が可能

＜今後の予定＞

- 令和3年1月下旬～2月中：①災害発生時の自治体連絡先メールアドレスの登録
 令和3年3月中旬以降：②施設基本情報の登録（情報公表システムにない又は未登録の情報）
 令和3年4月以降：③災害発生時の施設、事業所担当者メールアドレスの登録
 令和3年4月以降：上記①で登録されたメールアドレス宛にシステムログインのテストメールを送信
 令和3年4月以降：災害時情報共有システムの操作説明会（WEB上で公開予定）

事務連絡
令和3年3月31日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課（室）御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局
子育て支援課

児童福祉施設等の「災害時情報共有システム」運用開始に向けた対応について（依頼）

児童福祉行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「児童福祉施設等災害時情報共有システム」（以下、「本システム」という。）の運用開始に向けた作業については、「児童福祉施設等の「災害時情報共有システム」運用開始に向けた対応について（依頼）」（令和3年2月10日事務連絡）にて依頼しておりましたが、改めて下記のとおり依頼させていただきます。

なお、都道府県におかれましては、管内の市町村（指定都市および中核市を除く。）にご周知いただきますようお願いいたします。

記

【依頼内容1】システム利用者登録について

引き続きの依頼となりますが、本システム利用について、自治体へIDを付与するため、別添様式1に必要事項を入力後、入力済の様式をサイトに添付いただき、アップロードをお願いします。**期日：令和3年4月9日（金）**

注）この作業は全自治体が対象です。（対象施設の有無に関わらず。）

この作業を行っていただけないと依頼内容2以降の作業ができませんので未登録の自治体（一覧を送付します。）におかれましては急ぎご対応をお願いいたします。

連絡用メールアドレスについては、外部アドレスが受信できるアドレスの登録をお願いします。また、自治体の組織アドレスではなく、民間施設のアドレスを登録しようとする例が散見されますが、必ず自治体のアドレスだけを登録していただきますようお願いいたします。

<自治体情報登録用様式アップロードサイト>

<https://www.wam.go.jp/wamappl/hjcollectj.nsf/fUpload?Open>

後日、ご登録いただいたメールアドレス宛てにシステムのログイン情報（ユーザーID 及びパスワード）を送付致します。

【依頼内容2】施設情報の登録について①

こちらを引き続きの依頼となりますが、対象となる児童福祉施設の登録につきましてお願いいたします。なお、登録は以下のURLより直接アップロードすることが可能となりましたので、つきましてはユーザーIDを取得の上、システムへログインいただき、登録をお願いいたします。

登録方法は別紙をご参照ください。

<災害時情報共有システムURL>

<https://www2.wam.go.jp/jido-saigai/>

（注）令和3年2月10日事務連絡でご案内した「施設情報登録専用サイト」のご利用はいただけませんのでご注意ください。

期日：令和3年4月28日（水）

<登録対象となる施設>

助産施設	婦人相談所一時保護施設
乳児院	婦人保護施設
母子生活支援施設	児童厚生施設
児童養護施設	放課後児童クラブ
児童心理治療施設	地域子育て支援拠点
児童自立支援施設	子育て短期支援事業を行う施設
児童自立生活援助事業所	一時預かり事業所
小規模住居型児童養育事業所	病児保育事業所
児童相談所一時保護施設	産後ケア事業を行う施設

なお、前回の事務連絡でお伝えしたとおり、3月1日までにアップロードいただいた登録ファイルにエラーがあった自治体につきましては、登録いただいたメールアドレスに取込結果ファイルを送付いたします。

送付する取込結果ファイルにエラー箇所を明示しておりますので、ファイルを修正後、システムから再度アップロードすることで取込が可能となります。

【依頼内容3】施設情報の登録について②

前回の事務連絡において予告しておりました、保育所、認定こども園等の「子ども子育て支援情報公表システム」（以下、公表システム）において公開している一部施設の基本情報についての情報登録についてです。

<公表システムと連携後、情報登録をしていただく施設>

保育所	小規模保育事業所（A型）
認定こども園（幼保連携型）	小規模保育事業所（B型）
認定こども園（保育所型）	小規模保育事業所（C型）
認定こども園（幼稚園型）	事業所内保育事業所（小規模A型基準）
認定こども園（地方裁量型）	事業所内保育事業所（小規模B型基準）
家庭的保育事業所	事業所内保育事業所（定員20人以上）

上記施設については、システムにログインの上、情報更新に必要なファイルをダウンロードいただき、以下の必要事項を入力の上、アップロード（登録）してください。登録方法は別紙をご参照ください。

期日：令和3年4月28日（水）

<連携後、追加で登録いただく項目>

1. 災害時緊急連絡先1（携帯電話番号、メールアドレス）
2. 災害時緊急連絡先2（携帯電話番号、メールアドレス）
3. 施設管理者（代理）－役職
4. 施設管理者（代理）－氏名
5. 福祉避難所の有無（”○” または 該当無しの場合は空白）
6. ハザードマップ該当フラグ（該当するものがあれば”○”）
7. 非常用自家発電の有無（”○” または 該当無しの場合は空白）

なお、以下の情報については、公表システムと連携している項目になりますので、本システムでは修正できません。以下の情報を修正する場合は、公表システムをご修正いただきますようお願いいたします。

<公表システムと連携する項目>

事業所番号	施設等の所在地 都道府県
施設等の名称	施設等の所在地 市区町村
施設類型	施設等の所在地 町名・番地
法人等の名称	施設等の所在地 建物名・部屋番号等
法人等の種類	施設等の電話番号
郵便番号	メールアドレス

施設等の管理者の氏名
施設等の管理者の職名

事業の開始年月日
定員数

【照会先】

(依頼内容 1、2 および 3 に関して)

独立行政法人福祉医療機構

情報事業部 情報管理課 TEL 03-3438-9933

WAM NET 振興課 TEL 03-3438-9262

※平日 9:00~12:00、13:00~17:00

(システムの導入経緯、制度などに関して)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL 03-5253-1111 (内線 4961)

※照会は可能な限りメールにてお願いいたします。

照会先: jidouseibi@mhlw.go.jp